

## 電気工事士免状交付事務委託事業募集要項

### 1. 適用

電気工事士免状交付事務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続等必要な事項を定めるものとする。

### 2. 業務の内容

#### (1) 業務名

電気工事士免状交付事務委託事業

#### (2) 業務の目的

電気工事士免状交付事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、民間に委託することにより、行政サービスの向上を図る。

#### (3) 業務の内容

- ① 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条に規定する電気工事士免状（以下「免状」という。）の交付申請の受付及び免状交付に関すること。
- ② 免状の再交付申請の受付及び免状交付に関すること。
- ③ 免状の書換え申請の受付及び免状交付に関すること。
- ④ 免状交付者名簿の作成、保管及び整理に関すること。  
詳細は別紙、電気工事士免状交付事務委託仕様書に記載。

#### (4) 契約の形態及び上限額

本業務の委託契約は、単価契約とし、業務の項目ごとに目安となる上限額（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、次のとおりとする。

● 免状新規交付（第一種）	3,625円	履行期間中の想定件数	210件
● 免状新規交付（第二種）	3,280円	履行期間中の想定件数	1689件
● 免状再交付（第一種、第二種）	1,587円	履行期間中の想定件数	105件
● 免状書換（第一種、第二種）	1,587円	履行期間中の想定件数	21件

#### (5) 履行期間

令和4年10月1日 ～ 令和7年9月30日

#### (6) 長期継続契約

この契約は、奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年奈良県条例第48号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

### 3. 参加手続の方法

#### (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室 消防救急課 保安係（県庁本庁舎2階）

TEL：0742-27-5422

FAX：0742-27-0090

(2) 参加表明書の提出

- 提出期限 令和4年8月1日(月) 正午必着
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参に限る
- 提出物 様式1 参加表明書  
様式2 プロポーザル参加資格確認申請書
- 提出部数 原本1部

(3) 企画提案書の提出

- 提出期限 令和4年8月10日(水) 正午必着
- 提出先 担当部局に同じ
- 提出方法 持参に限る
- 提出物 企画提案書一式
  - ① 様式3 企画提案書(表紙) 【原本1部 コピー1部】
  - ② 様式4 受託実績 【原本1部 コピー1部】
  - ③ 様式5 配置予定の作業責任者、作業確認者及び作業担当者の資格等  
【原本1部 コピー1部】
  - ④ 様式6 業務を適正に行う審査体制づくりに関する提案【原本1部 コピー1部】
  - ⑤ 様式7 業務内容の理解について 【原本1部 コピー1部】
  - ⑥ 様式8 県民サービスに関する提案 【原本1部 コピー1部】
  - ⑦ 見積書(任意様式) 【原本1部】
    - ・宛先は「奈良県知事 荒井 正吾」とする。
    - ・見積金額は、2.(4)に示す業務の項目ごとの単価とする。
    - ・2.(4)に示す業務の項目について一項目でも見積書への記載が不足している場合、もしくは見積金額が2.(4)に示す上限額を一項目でも超えている場合は、選定しない。
    - ・選定された者には再度見積を依頼する。

※なお、①～⑥のコピー1部については、応募者を特定できる文言・記号等の記載を削除すること。

(4) 質疑受付

質疑受付は次のとおりとする。

- 受付期間 令和4年7月20日(水) 午前9時から  
令和4年7月22日(金) 午後3時まで
- 受付方法 FAXに限る。質疑書(様式9)に質問事項を記載のうえ送信。  
※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡。  
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 提出先 担当部局に同じ
- 質問回答 令和4年7月26日(火) 午後1時までに「奈良県消防救急課ホームページ」に掲載する。  
個別には回答しないものとする。  
※質問者名は掲載しない。

#### 4. 委託する事業者の選定

##### (1) 企画提案書の評価

- ① 企画提案書の評価は、「電気工事士免状交付事務委託事業者選定審査会」において、企画提案書一式（以下「提案書」という。）に記載された内容、プレゼンテーション及び質疑への回答に基づき採点を行う。各委員の採点結果を合計した点数を応募者の得点とし、最も得点の高い応募者を契約の相手方として選定する。この場合、最も得点の高い応募者が複数となった場合は、くじにより相手方を決定する。ただし、最も得点が高くても、得点が満点の6割に満たない場合は相手方として選定しない。
- ② 提出のあった提案書について、プレゼンテーションを行う。  
なお、応募者が多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。  
この場合は応募者に対し事前に書類選考を行う旨を通知する。  
プレゼンテーション実施日、場所、時間等の詳細は、後日応募者に対し通知する。
- ③ 選定結果は、提案書を提出した応募者全員に対して書面で通知する。

##### (2) 提案書の作成

- ① 作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- ② 提案書の表紙は様式3により作成すること。
- ③ 配置予定の作業責任者、作業確認者及び作業担当者の資格について、様式5に記載すること。
- ④ 様式4～8の文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、様式6～8は、別紙1の評価基準に定める評価する着目点に基づき記載することとし、A4縦長（片面）2枚以内とする。
- ⑤ 様式右上の（商号又は名称）以外の本文中に商号又は名称を記載してはならない。  
書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

##### (3) 契約の締結

- ① 選定された応募者は、通知があり次第、県担当職員と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ② 提案書の内容のうち、県が有効と判断した提案については、必ず実施すること。
- ③ 契約締結後に提案書の内容で虚偽の記載が発覚した場合は、契約を解除することがある。
- ④ 契約に係る損害賠償及び契約の解除については、契約書及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ⑤ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
  - 1) 役員等（法人にあっては非常勤の者を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
  - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

- 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記 1) から 5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1) から 5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

## 5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果について選定業者、応募者数、順位及び点数を公開するものとする。また、県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内に、その理由の説明を求めることができる。
- (5) 事業者決定から契約締結までの間に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結に係る資格を失うものとする。その場合、次に得点の高い応募者と契約に向けた手続を行う場合がある。
- (6) 募集及び契約締結については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (7) 委託業務の詳細事項は、仕様書によるほか、県の指示に従うこと。